

し本カードのクレジット機能による商品、役務等の購入金額(以下、「クレジット利用代金」という。)に応じて当社所定のnimocaポイント(以下、「クレジットポイント」という。)を付与する。 2 クレジットポイントは、nimocaポイントサービス期間に定めるセンターポイントとして蓄積される。 3 クレジットポイントは、提携クレジットカード会社所定の方法により締め切られたクレジット利用代金の合計額に、当社所定の率を乗じて計算する。 4 商品、役務等の購入取扱い等により、会員のクレジット利用代金の全部、または一部が取り消された場合、当該取消し額に応じたクレジットポイントは当社所定の方法により取り消されるものとする。(カードの再発行第10条 本カードを紛失し、または盗竊にあった場合、およびカード内のチップ等に悪意が発生し、nimocaカードとしての機能が使用できなくなった場合は、nimoca取扱要領第22条および第23条の取扱いを準用し、再発行の取扱いを行う。)この場合、当該カードの発行元である提携クレジットカード会社へカード返却停止、およびカードの再発行の依頼書、別途請求書を行うこととする。 2 再発行申請書の受付を受けた後、再発行の取扱いを受けるは、事前にクレジットカー会社より送付された再発行カードを、カードの無い日から14日以内に持参することとする。 3 当該カードに有効期間満期時または有効期間の定額満額時の残債を有している場合は次の再発行の取扱いとする。(1)当該年度の窓口へ再発行の申し出を行って「再発行登録額」の交付を受けた翌々日以後、当該年度請求書が発行可能なまで「再発行登録額」を支払い、当該年度請求書が発行可能なまで「再発行登録額」を支払う。ただし、請求再発行の取扱いにおいて、請求の受領書印字が解除である場合は、当該カードと再発行登録額の差点を債目に表示することにより調整することとする。(3)新たなカードが送付された後、当社所定の窓口へ新たに送付されたカードと再発行登録額、および定期代用証を提示し、再発行の取扱いを受け、定期代用証を返却する。(4)定期代用証が紛失、盗難、毀損等により使用不可能な状態になっても、再発行は行わない。 4 会員は本家における再発行の取扱いにおいて、当社が請求する再発行手数料とは別に、提携クレジットカード会社、の定めに従ってクレジットカード再発行手数料を提携クレジットカード会社へ支払ふものとする。(無効となる場合)第11条 次の各号に該当する場合、本カードを無効とする。また、提携クレジットカード会社はクレジットカード会員資格の喪失の位置をとる。(1)nimoca取扱要領第21条に該当した場合(2)この特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合(→nimoca取扱要領 第21条「無効となる場合」)(カードの解約)第12条 本カードの解約については、nimoca取扱要領第25条の取扱いを準用する。 2 原則に定める取扱いについては、本カードに記載されているクレジットカードの会員資格が喪失されるものとする。 3 本カードの解約については、当該本カードの取扱いについては、(→nimoca取扱要領 第25条「無効となる場合」)(無効の特約取扱い)第13条 第10条に定める場合で、請求の事由によりカードの再発行がなされた場合は、会員の窓口でスター nimocaへの変更を申し出た時点で、スター nimoca特約を承認し、所定の申し込み手続きを行ったものとする。 3 当社は、会員が公的証明書類等の提示により、会員本人であることを証明した時に限り「スター nimoca」の変更を行う。なお、この際、スター nimocaのデフォルトを収受する。 4 前条による取扱いを行った際は、本カードに記載されているクレジットカードの会員資格が喪失されるものとする。(更新カード発行時の取扱い)第14条 提携クレジットカード会社所定の窓口より新しい有効期限のカードが送付された場合、従前のカードの有効期限内に、当社所定の窓口へ従前のカードから新しいカードへのnimocaカード情報の移し替えを申し出なければならぬ。

第15条 オートチャージサービス

(オートチャージ)第16条 (オートチャージとは、本カードにおけるSF残額があらかじめ設定した金額(以下、「オートチャージ実行予定金額」という。)以下の場合、当社が別に定めるオートチャージ機能を有する改札機、/IC乗車機等を利用する際に、本カードのクレジット機能により、あらかじめ設定した金額(以下、「オートチャージ実行金額」という。)が自動的にチャージされることをい、それにより提供されるサービスを「オートチャージサービス」という。(利用方法等)第17条 オートチャージ実行予定金額およびオートチャージ実行金額の新規設定、変更およびオートチャージサービスの利用停止を行う場合には、当社所定の窓口へお申し込みいただくものとする。なお、オートチャージ実行予定金額およびオートチャージ実行金額は、1,000円を上限として1,000円単位で設定することとする。(オートチャージの利用期間等)第18条 次の各号の条件をすべて満たすときには、オートチャージサービスの提供を受けることとする。(1)本カードに設定された、カードの有効期限が有効であるとき(2)当該オートチャージ実行で、当初のオートチャージおよび第19条に定めるクイックチャージは、オートチャージとクイックチャージを兼ねてクレジットチャージという、1ヵ月累計10,000円以下、かつ当月1日からのクレジットチャージの累計額が50,000円以下であるとき(→第19条「クイックチャージ」) 2 前項にかかわらず、提携クレジットカード会社が会員のカードによる利用代金の決済を承認しないときは、オートチャージできないことがある。 3 第12条に該当する場合を除き、一旦変更したオートチャージの取消し、またはオートチャージによるチャージしたSFの払戻しはできないものとする。(→第12条「カードの解約」)

第19条 クイックチャージサービス

(クイックチャージ)第19条 (クイックチャージとは、当社が別に定めるクイックチャージ機能を有する乗車において、本カードのクレジット機能により、会員が選択した金額(以下、「クイックチャージ実行金額」という。)をチャージすることを行い、それにより提供されるサービスを「クイックチャージサービス」という。(クイックチャージの利用期間等)第20条 次の各号の条件をすべて満たすときは、クイックチャージサービスの提供を受けることとする。(1)本カードに設定された、カードの有効期限が有効であるとき(2)当該クイックチャージを行っても、当日のクレジットチャージの累計額が10,000円以下、かつ当月1日からのクレジットチャージの累計額が50,000円以下であるとき(→第19条「クイックチャージ」) 2 前項にかかわらず、提携クレジットカード会社が会員のカードによる利用代金の決済を承認しないときは、クイックチャージできないことがある。 3 第12条に該当する場合を除き、一旦変更したクイックチャージの取消し、またはクイックチャージによりチャージしたSFの払戻しはできないものとする。(→第12条「カードの解約」)

第21条 免責

(免責事項)第21条 提携クレジットカード会社の定めにかかわらず、本カードを紛失し、または盗竊にあった場合等に、会員が本カードの紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、および再発行登録発行日に対する本カードの解約やSFの使用、クレジットチャージ等でも生じた会員の損害については、当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店はその責めを負わない。 2 当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店は、運賃上の都合や障害の発生等により、本特約に基づくサービスの提供を一時的に中断し、または休止する可能性がある。この場合において、本カードが利用できないことにより会員に生じうる不利益、損害については、当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店はその責めを負わない。 3 本カードのnimocaカードとしての機能が使用できないことにより会員に生じうる不利益、損害については、当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店はその責めを負わない。

